

地域包括ケアシステムの構築に向けて その6

～ 高齢者虐待の早期発見・防止の取り組み（権利擁護事業）～

地域包括支援センターでは、地域にお住いの高齢者の皆さまが安心して暮らしていくことが出来るよう、地域の方々や関係機関と連携を図り高齢者の様々な困りごとに対応しています。今回は、身近な場所でも発生している**高齢者虐待の概要**についてお伝えします。

高齢者虐待はどこのお家庭でも起こる可能性のある身近な問題です

高齢者虐待は、「介護負担が大きい」「介護や世話の仕方がわからない」「認知症への対応が大変」「相談できる人がいない」「経済的に困っている」・・・など、介護している家族など（養護者）が、心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待に至ってしまっていることが少なくありません。



◆ 高齢者虐待防止法※1での養護者による高齢者虐待の種別

1 身体的虐待 … 67.8% ※2

- ・なぐる、たたく、蹴る、つねる
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・ベッドや車いすに縛りつける など

2 介護放棄（ネグレクト）… 19.9%

- ・食事を与えない ・おむつ交換をしない
- ・治療が必要なのに病院に連れていかない
- ・劣悪な住環境で生活させる など

3 心理的虐待 … 39.5%

- ・怒鳴る、ののしる、意図的に無視する
- ・排泄の失敗に対してわざと人前で恥をかかせる など

4 性的虐待 … 0.4%

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為をしたり、させたりする
- ・性的嫌がらせ など

5 経済的虐待 … 17.6%

- ・生活に必要なお金を渡さない
- ・年金を勝手に使う
- ・住居等、資産を勝手に売却する など

※1 高齢者虐待防止法は、高齢者に対する虐待防止と養護者に対する支援を目的とした法律です。

※2 平成30年度厚生労働省の調査結果に基づく各発生割合（年間約1万7千件/虐待判断件数）

裏面もご覧ください

高齢者と養護者の支援のために必要なこと

高齢者虐待は高齢者の**大きな権利侵害**であり、早期に発見し一刻も早く解消することが求められます。

また、養護者（家族など世話をしている人/同居の有無に限らない）に対しても、虐待に発展してしまった要因について一緒に考え、支援していくことが必要です。

何かおかしい！と気づいたらご相談ください

高齢者虐待は、早い時期に相談することで、サービス利用につなげたり、介護者のストレスを軽減したりすることで、防ぐことが可能となります。

もしかしたら虐待では？ このままでは自分が虐待してしまうかも…と感じたら、**地域包括支援センター**や**上田市高齢者介護課**に相談してください（**現に暴力を受けているなど緊急の保護が必要な場合は 上田警察署生活安全課 22-0110**へ）。

● 高齢者のサイン

- 体に不自然なあざや傷、やけどの跡がひんぱんにみられる
- 「家にいたくない」などの訴えがある
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 年金や財産収入があるのに「お金がない」と訴える など



● 養護者（介護者）のサイン

- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる
- 訪問しても高齢者に会えない、面会させない など

地域ぐるみであたたかく見守り・防ぎましょう

「日常的な声かけ」や「見守り」、「相談をすすめる」など、高齢者や養護者が孤立しないように皆で支え合っていきましょう。



上田市神川地域包括支援センター

〒386-0016

上田市国分 533-20

☎ 29-2266 ・ FAX 29-2260

時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

月曜日～金曜日（祝日は除く）

（時間外・休日は 24 時間電話にて対応いたします。）

上田市神川地域包括支援センターは **社会福祉法人上田市社会福祉協議会** が上田市から委託を受けて運営しております。